資料13 特定粉じん発生施設の規制基準

令別表第二の二項番号	特 定 粉 じ ん 発 生 施 設 ・・	規模	規制基準
1	解 綿 用 機 械	原動機の定格出力が	
2	混 合 機	3.7キロワット以上	
3	紡 織 用 機 械	であること。	
4	切 断 機		1. 与よって始の神中は10
5	研 磨 機		大気中の石綿の濃度が1リッ トルにつき10本
6	切 削 用 機 械	   原動機の定格出力が	
7	破砕機及び摩砕機	2.2 キロワット以上	
8	プレス (剪断加工 用のものに限る。)	であること	
9	穿 孔 機		

(注) この表に掲ける施設は、石綿を含有する製品製造の用に供する施設に限り 湿式のもの及ひ密閉 式のものを除く

#### 資料14 航空機騒音に係る環境基準について

(昭和48.12.27) 環 告 154)

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

公害対策基本法第9条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に 資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達 成期間は、次のとおりとする。

#### 第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(単位	WECPNL)
1		70以下
I		75 以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
  - (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル (計量単位 デシベル)及び航空機の機数を記録するものとする。
  - (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表とすると認められる地点を選定するものとする。
  - (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表とすると認められる時期を選定するものとする。
  - (4) 航空機騒音の評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値(単位 W ECPNL)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

#### 算 式

 $dB(A) + 101 o g_{10}N - 27$ 

(注)  $\overline{dB}$  (A) とは、1 日のすべてのピークレヘルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前 0 時から午前 7 時までの間の航空機の機数を $N_1$ 、午前 7 時から午後 7 時までの間の航空機の機数を $N_2$ 、午後 7 時から午後10時までの間の航空機の機数を $N_3$ 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を100 大により算出した値をいう。

 $N = N_2 + 3 N_3 + 10 (N_1 + N_4)$ 

(5) 測定機器は、日本工業規格C1502に定める指示騒音 計若しくは国際電気標準会議 p u b / 179 に定める精密騒音 計又はこれらに相当する測定機器を用いるものとする。

この場合において、聴感補正回路はA特性とし、また、動特性は緩(slow)とする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

#### 第2 達成期間等

域

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に 掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる 地域においては、中間的に同表の改善の目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が 達成されるようにするものとする。

	飛行場の区分		達成期間	改善目標				
新	战 飛 行 場	易						
	第三種空港及びこま に準ずるもの	ı	直ちに					
既	第二種空港	A	5年以内					
戊	(福岡空港を除く。)	В	10年以内	<ul><li>5年以内に、85WECPNL未満とする</li><li>こと又は85WECPNL以上の地域におい</li></ul>				
飛	新東京国際空流	生	10年以内	て屋内で65WECPNL以下とすること。				
   行   場	第一種空港(新東京 国際空港を除く ) 及び福岡空港		10年をこえる期間内に可及的速やかに	<ul> <li>1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。</li> <li>2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。</li> </ul>				

- 備 考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
  - 2. 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
  - 3. 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定めされた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密 集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成さ れ、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが 困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等 を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、 極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

資料15 騒音規制法第2条第1項の政令で定める特定施設一覧

Γ	施		
	施设の種類	機械名	
1	金属加工機械	イ 圧 延 機 械	原動機の定格出力の合計が22.5 kw 以上のものに限る。
		口製管機械	
		ハ ベンディングマ シン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3 75 kw 以上のものに限る。
		ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	:	ホ 機 械 プレス	呼び加圧能力が30重量トン以上のものに限る。
	i	へせん断機	原動機の定格出力が3.75 kw 以上のものに限る。
		ト 鍛 造 機	
		チ ワイヤーフォー ングマシン	
		リブラスト	タンブラスト以外のものであって 密閉式のものを除 く
İ		ヌタンブラー	
2	空気圧縮機及び 送風機		原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物 用の破砕機、摩 砕機、ふるい及 び分級機		原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。
4	織機		原動機を用いるものに限る。
5	建设用資材製造	イ コンクリートプ	気はうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量
ŀ	機械	ラント	が 0.45 m³ 以上のものに限る。
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200 Kg 以上のものに限る。
6	穀物用製粉機		   ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 kw以
			上のものに限る。
7	木材加丁機械	イ ドラムバーカー	
l		ロチッパー	原動機の定格出力が2.25 kw 以上のものに限る。
		八 砕 木 機	
		- 帯 の こ 盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が15 kw以上
			のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が
		<b>上                                    </b>	2.25 kw以上のものに限る。
		一ホ 丸 の こ 盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が15 kw以上 のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が
			2.25 kw 以上のものに限る。
		へかんな盤	2.25 kw 以上のものに限る。   原動機の定格出力が 2.25 kw 以上のものに限る。
8	抄 紙 機		2 1 1 2 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
9	印刷機械		原動機を用いるものに限る。
10			
11	成形機		ジールト式のものに限る。

資料16 騒音規制法第2条第3項の政令で定める特定建設作業一覧

作	備	考
1 くい打機(もんけんを除く。)くい: くい打くい抜機(圧入式くい打くい: く。)を使用する作業。		スオーガーと併用する作業を
2 びょう打機を使用する作業		
3 さく岩機を使用する作業		のに移動する作業にあっては、 三業に係る2地点間の最大距 い作業に限る。
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機 ものであって、その原動機の定格出 kw以上のものに限る。)を使用する	当力が15	こして使用する作業を除く。
5 コンクリートプラント(混練機のが 0.45 m³以上のものに限る。)又はルトプラント(混練機の混練重量が上のものに限る。)を設けて行う作業	アスファ ントを設けて行う作	`るためにコンクリートプラ ■業を除く

### 資料17 振動規制法第2条第1項の政令で定める特定施設一覧

- 1 金属加工機械
  - (ア) 液圧プレス (矯正プレスを除く )
  - (ロ) 機械プレス
  - (ハ) せん断機 (原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)
  - (=) 鍛造機
  - (ホ) ワイヤーフォーミングマシン (原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)
- 2 圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- 3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- 4 織機 (原動機を用いるものに限る。)

- 5 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。) 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
- 6 木材加工機械
  - (ア) ドラムバーカー
- (ロ) チッパー (原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
- 7 印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30 キロワット以上のものに限る。)
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機(ジ ルト式のものに限る。)

#### 資料18 振動規制法第2条第3項の政令で定める特定建设作業一覧

- 1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい打機(油圧式くい抜機を除く )又は くい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該 作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
- 4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)

## 資料19 公害関係事犯検挙状況

(平成7年中)

	法令法	廃勇処	<b>美物</b> 理	水泡	蜀法	砂 採 <sup>耳</sup>	利效法	河)	川法		畜法	自公園	然	漁法		海岸	学法			i .	然環 呆全 例	合	<sub>a</sub> †	İ	年期
署別		件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
岩	美	0	0											0	0							0	0	1	1
鳥	取	0	0											0	0							0	0	4	4
郡	家	2	1											0	0							2	1	5	6
智	頭	0	0											0	0							0	0	0	0
浜	村	5	7											0	0							5	7	3	3
倉	吉	3	6											1	1							4	7	0	0
八	橋	3	3											0	0							3	3	2	6
米	子	22	18											0	0							22	18	1	1
境	港	3	3											0	0							3	3	7	7
溝	口	0	0											1	3							1	3	4	5
黒	坂	0	0											0	0							0	0	1	2
合	at	38	38											2	4							40	42	/	/
前年	三同期	20	23											8	12							/	/	28	35

## 公害苦情取扱い状況

(平成7年中)

	公害種別	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒	振	地盤沈下	悪	廃棄	その	合
措置	量別	汚染	汚濁	汚染	音	動	沈下	臭	物	他	計
受	理件数		2		153			4	2	2	163
	話合いあっせん				9						9
措	警告•指導		2		60			2	2	1	67
置	検挙										
	他機関通報							2			2
別	措置不能				84					1	85
	その他										
前	年苦情受理件数		1		88			1	9	2	101

# 資料20 平成7年度環境保全関係予算等の概要

◎ 環境政策课

(単位 千円)

	事	<u> </u>		業		2	名		7 年 度	<b>三</b>	備考	
(E	3) 琐	環境	呆全	費					204	,505		
清		掃		指		導		費	95	,224	合併処理浄化槽設置推進事業費	49,999
											一般廃棄物処理指導費	3,866
1											净化槽指導費	3,301
								i			産業廃棄物処理指導費	15,883
1											廃棄物不法投棄防止対策推進事業費	12,763
											産業廃棄物適正処理推進事業費	840
											一般廃棄物減量化再生利用推進事業費	2,279
											環境美化推進事業費	6,293
環	境	1	呆	全	行		政	費	5	834	環境保全推進費	2,525
											審議会等開催費	2,181
											環境の保全に関する条例整備検討事業費	1,128
大	気	汚	染	防	止	対	策	費	10	730	ばい煙凋査費	2,336
											環境汚染物質凋査費	5,037
											汚染物質排出量調査費	136
											自動車排出ガス汚染凋査費	3,221
水	質	汚	濁	防	止	対	策	費	51	805	ゴルフ場周辺水質調査指導事業費	2,446
											公共用水域等水質調査費	31,413
										i	事業場排出調査指導費	4,858
											湖山池水質浄化対策推進費	3,823
											中海水質汚濁防止対策協議会運営費	
											水質浄化対策推進費	2,138
											中海湖沼水質保全計画推進費	5,522
											環境基準類型あてはめ推進事業費	968
EZ	-th-	12	4-	.1	4 <u>.</u> 1		<b>∆</b> -∆-:	<u>a</u>		750		
騒	音		方 七	止	対対		策	費		752		
振	動		方士	止止	対対		策等	費		767		
悪地	臭		方 下	止	対		策等	費		082		
ŧ.				防備	止 促 i			費	<b>1</b>	403 225		
	小货				低低	≛ が 推	ョ 等 進	費	່ ງ	,307		
1					遍 易環			1		,020		
			-		<i>の 5</i> 程 <u>5</u> づく					,427		
ı	境					事	業	費		,211		
1					推進					,018		
<del></del>	<u>ы 19</u>			計	, p	_ 7		$\hat{}$		505		

事 業 名	7年度予算	備    考	
(目) 環境保全費	529,863		
自然保護行政費	4,611	自然保護行政費	1,676
		自然環境保全基礎凋査	2,935
自然保護対策費	17,891	自然保護用地管理事業費	876
		大山頂上保全管理事業	901
		鳥取砂丘景観管理費	16,114
保全地域凋査及び管理費	1,776	自然環境保全地域凋査及び保全管理質	費 1,776
公園調査及び管理費	40,747	公園凋査指導費	325
		国立公園施設管理費	32,480
		(国立公園清掃活動費補助金)	(6,400)
		国定公園施設管理費	588
		自然歩道施設管理費	7,354
公園等施設整備事業費	189,230	国立公園施設整備事業費	88,000
		国定公園施改整備事業費	48,000
		中国自然歩道再整備事業費	47,100
		県立公園施設整備補助金	6,130
氷ノ山自然ふれあいの里整備事業費	249,708	自然ふれあい館整備費	126,221
		周辺野外施設整備費	123,487
自然環境保全審議会費	2,398	自然保護部会費	1,107
		温泉部会費	1,291
温泉振興対策費	6,508	温泉凋査指導費	882
		温泉保全凋査事業	5,626
自然保護思想普及啓発事業費	5,771	ふるさとの自然観察会事業	2,449
		自然観察健康ウォーク事業	1,082
		自然観察指導員设置事業	2,240
自然科学館管理運営費	11,223	大山自然科学館管理運営費	1,655
	!	山陰海岸自然科学館管理運営費	4,083
		山陰海岸自然科学館展示水槽	4,300
	_	大山自然科学館マルチスフイド補修	1,185
合 計	529,863		

( )は内書

資料21 市町村の環境保全行政機構

市	町村			全行政担			環境審議会设置	電 話 番 号(代 表)
鳥	取	市	生活	環 境 部	環境	课	○昭和47. 10. 13	(0857)22 - 8111
米	子	市	環境	部	境	课	○平成6 8 11	(0859)22 - 7111
倉	吉	市	生 活	環境部	·環境	课	0 " 6 8 1	(0858)22 - 8111
境	港	市	環境	部 環 境	対策	课	O 11 6 9 30	(0859)44 - 2111
国	府	町	健	東 対	策	课	O " 3 7 4	(0857)22 - 0111
岩	美	町	生	舌 環	境	课	O " 2 3 30	(0857)73 - 1411
福	部	村	住	民		课		(0857)75 - 2111
郡	家	町	福	祉		课		(0858)76 - 0205
船	岡	町	町	民		课	0 " 6 4 1	(0858)72 - 0044
河	原	町	健	東 対	策	课	○ ″ 6 12. 22	(0858)85 - 0011
八	東	町	\$ 1	r a	しい	课	O " 6 10. 1	(0858)84 - 2111
岩	桜	町	町	民		课	O " 7 7 11	(0858)82 - 1111
用	瀬	町	地址	或 振	舆	课		(0858)87 - 2111
佐	治	村	民	生		课		(0858)88 - 0211
智	頭	町	福	祉		课	O " 8 9 26	(0858)75 - 3111
気	高	町	町」	民 福	祉	课	○平成6 7 1	(0857)82 - 0011
鹿	野	町	町	民		课		(0857)84 - 2011
青	谷	町	創	主 企	画	课	○平成4 5 20	(0857)85 - 0011
羽	合	町	町	民		课	O " 6 11. 11	(0858)35 - 3111
泊		村	住	民		课	0 " 7. 7 1	(0858)34 - 3111
東	郷	町	町	民		课	O " 6. 9 30	(0858)32 - 1111
∃	朝	町	健	東 対	策	课	O " 46. 4. 1	(0858)43 - 1111
関	金	町	町	民		课	○平成6 10.1	(0858)45 - 2111
北	条	町	町	民		课	O " 6 10. 1	(0858)36 - 3111
大	栄	町	保	健		课	O " 6 10. 1	(0858)37 - 3111
東	伯	町	町	民 生	活	课	O " 6 10. 1	(0858)52 - 2111
赤	碕	町	町	民		课	O " 6 10. 3	(0858)55 - 0111
西	伯	町	企	画 開	発	课	O " 48. 3 24	(0859)66 - 3111
会	見	町	建	設		课	○平成3 6 29	(0859)64 - 2211
岸	本	町	町	民		课		(0859)68 - 3111
月日	吉 津	村	住	民		课	○平成7.3 28	(0859)27 - 0211
淀	江	町	企	画 凋	整	课	○昭和47. 7 1	(0859)56 - 3111
大	山	町	企	画		课	O " 48. 4 1	(0859)53 - 3311
名	和	町	環	竟 整	備	课	○平成7 4 1	(0859)54 - 3111
中	山	町	福	祉 保	健	课		(0858)58 - 2111
日	南	町	企	画		课		(0859)82 - 1111
日	野	町	環	竟 整	備	课		(0859)72 - 0331
江	府	町	環	竟 整	備	课		(0859)75 - 2211
溝	口	町	町	民		课		(0859)62 - 0711

資料22 市町村の環境関係条例制定状況

		<del></del> 条			,	—— 例			公	布		日	施	行		目
鳥.	取市	自然	保護	およ	び環	境係	<b>R全条</b>	: 例	昭和4	7	10	13		47	10	13
米	子	市	環	境	保	全	条	例	4	7	6	28		47	7	1
倉	吉	市	公	害	防	止	条	例	4	8	9	13		49	1	1
境	港	市	公	害	防	止	条	例	4	8	12	24		49	6	1
大	栄	町	環	境	保	全	条	例	4	8	12	14		49	1	1
大	ਧ	町	環	境	保	全	条	例	4	8	7	2		48	7	2
赤	碕	町	環	境	保	全	条	例	4	9	3	30		49	3	30
東	伯	町	環	境	保	全	条	例	5	4	10	1		54	10	1
Ξ	朝	町	環	境	保	全	条	例	5	4	3	27		54	9	27
西	伯	町	環	境	保	全	条	例	4	9	3	23		49	3	23
岩	美町	環	境 保	全	に関	す	る条	例	6	0	3	22		60	3	22
日	吉 津	村環	景境(	保 全	にほ	月す	る条	例	6	0	11	15		60	11	16
岩	美	町 水	道	水	源(	呆 浪	差 条	例	H 2		3	30	Н	2	3	30
淀	江	町	公	害	防	止	条	例	2		7	26		2	7	26
国	府	町	環	境	保	全	条	例	3	3	3	30		3	4	1
中	山	町	環	境	保	全	条	例	4		3	24		4	3	24
青	谷	町	環	境	保	全	条	例	$\frac{1}{4}$		5	18		4	5	20
会	見	町	公	害	防	正	条	例	4		10	1		5	4	1
名	和	町	環	境	保	全	条	例		,		22		7	4	1
関	金	町	環	境	保	全	条	例			10			6	10	1
羽	合	町	環	境	保	全	条	例			10				10	. 1
東	郷	町	環 ——	境 ——	保 ——	全	条 ———	例	6	; —	9	30		6	10	1

資料23 市町村及び住民の公害防止協定締結状況

新	話 当 事 者	71K-	££.	<b>经</b> 仕左 日 日	/# <del>1</del> 2
市町村等	締結企業(工場)等	業	種	締結年月日  	備考
鳥取市	トステム鳥取㈱	金属	製 品	S 48.12.28	
	鳥取旭工業㈱	"		50.12.29	
	上原メッキ工業	"		"	
	太洋住研ホーロー㈱	"			
	㈱山陰カフー総合現像所	写 真	現 像	"	
	(株)アサヒメッキ	金 属	製 品	"	
	協同組合鳥取鉄工センター他8社	金 属 製	品等	51 7.26	工業団地進出企
	(協)鳥取菓子工業センター他 3 社	食 料 品	製造	52.9 10	業との協定
	三洋製紙(株)	製	紙	"	
	鳥取三洋電機㈱	電 機	製 品	51.4 1	
	鳥取ダイヤモンド電機㈱	"		57.9 8	組合立会
	大同端子製造㈱	"		"	
	丸栄金属製作所	機械	製 品	"	
	(株)サンライズ	食 品	製 造	63.7 1	
	リコーマイクロエレクトロークス(株)	電 気	製 品	63.8.1	
}	(株)スイデン	電 気	器具	H 2 7.10	
	ユニオンケミカー㈱鳥取工場	その他製	品製造	3 3.27	
	加藤金属興業㈱	金 属	製 品	4 .12.9	
	(株)正光	"		6.4.18	
住民	鳥取県	工 業 試 汚 水 処	、 験 場 理 施 改	S 52. 1.10	市立会
米子市					
住民	米子市	清掃工	場 建 设	S 52.8.19	市議会立会
"	アスファルト合材㈱	アスファル	トプラント	56.10.20	市立会
"	日建工業㈱	宅 地	開 発	61.5.9	"
"	日清ハム㈱	食品加	工業	61.11.15	
倉吉市	日本チップ工業㈱	製材	業	S 47. 2.16	住民立会
	㈱明治機械製作所	機械・器	具製造業	47.7.20	"
	関金生コン(株)	生コンフ	プラント	48.2.14	"
	東伯町長他	清掃工	場 建 战	48.10.22	
	倉吉市農業協同組合	畜 産	業	49.9.27	
	㈱倉吉インターヒルズゴルフクラブ	ゴル	フ 場	H 3 . 6 .10	
	白山環境開発㈱	最終処	1 分場	元.11.24	県立会
住民	打吹建设(株)	建。	义 業	S 47.11.8	市立会
"	神鋼機器工業㈱	機	械	50.2.21	"
	中部広域行政管理組合	し尿処	1 理場	H 3 .12.26	市立会
	大川塵清掃	産業廃棄	物処理業	4 7 6	"

約		<del></del>		
市町村等	締結企業(工場)等	業  種	締結年月日	備考
倉吉市住民	中部広域行政管理組合	一般廃棄物処理施設	H 8 3 29	市立会
境港市	日本石油(株)	石油	S 49. 9.20	
	(有)錦海化成	魚腸骨処理場	H元.2.16	
	三光㈱	産業廃棄物処理業	4.7.14	
国府町	鳥取協同畜産㈱	畜 産	S 63. 7.25	
岩美町	三洋エクセル(株)	一次電池製造業	S 58.5.7	住民立会
	(有)鳥取ダンレックス	中間処理施設	H 3.8.27	県立会
郡家町	山根金属工業㈱	金 属 製 品	H 2 .11.17	
	侑)ウェルド	"	3 2 2	
河原町	鳥取八木電子㈱	電気製品製造	S 48.10.19	
	日光電子工業(有)	"	49.10.29	
八東町	山本和正	畜 産	S 49. 1.14	
	昭和樹脂化工㈱	化 学 製 品	51.7.30	
	朝倉 勲	畜 産	51 12 8	
	八東町農業協同組合	"	53.4.15	
智頭町	㈱楽粹	食 品 製 造 業	S 63.6.10	
"	(株)ツルミプラ	化 学 製 品	63.11.24	県立会
青谷町	岸本三光堂	事務用紙製品	H 3 3 27	
	鈴与トラックステーション(株)	石油	5.6.18	
	ユーシー産業㈱	各種樹脂製品	8 4 1	
鹿野町	㈱三松エレックス	電子基盤製造	H6 7.5	県立会
気高町	旭国際開発㈱	ゴルフ場	H 6 .12.20	町立会
住民	㈱プラスサービス	産業廃棄物中間処理	H 7 8.21	住民立会
羽合町	倉吉魚市場(株)	水産食料品	S47.6.1	
	鳥取県	天神川流域·下水道 終末処理場設置	51.5 1	
泊 村	富士西産業㈱	食料品製造	S 48.10.19	住民立会
	日本海生コン株式会社	生コンプラント	H 4 8.25	"
	八幡生コン株式会社	"	4.8.25	"
	東郷町	排水処理施设	7.9.18	"
三朝町	鳥取県中部森林組合	木材 • 木製品	S 57.10.14	
	中部砂利生産協同組合	土 石	58.5.2	
	田栗信稔	畜産	60.5.15	
	川本仁志	"	60.8.13	
	広田正和	土	60.10.11	
	小椋興業街	"	61.5.7	住民立会
	三朝町農業協同組合	給 油 所	H 2.7.6	
	山本宏志	畜 産	2 7 6	

締 結 当 事 者				
市町村等	締結企業(工場)等	業種	締結年月日	備考
三朝町		真砂土採取	4 .12. 8	
関金町	日本海環境的	産業廃棄物処理	H 7 4.12	県立会
北条町	山陰自動車整備工業㈱	車輛整備	S 50. 9.20	<del></del>
	中部建设協同組合	土	50.6.28	"
	三陽合繊㈱	紡績	53.10.5	"
	前川菊次	農産物処理	52.6 13	"
	北条町農業協同組合	ライスセンター	52.3.19	"
	中部舗装(株)	アスファルトプフント	54.10.31	"
	北条町農業協同組合	畜 産	56.6.15	"
	県中央自動車協同組合	車 輛 整 備	56.8.20	"
	相模ハム(株)	食 品 加 工 業	59.9.1	"
	(有)北条リョーコーアパレル	衣料品製造加工販売	63.1.26	"
	鳥取県農業協同組合連合会	住 宅 団 地	H 5 . 5 .24	
	(有)吉村オートサービス	車 輌 整 備	H7 1 9	
大栄町	㈱河鶴	食料品製造	S 51.11.17	(大根つけもの)
	大栄町農業協同組合	木材木製品	52.12.20	(バーグ粉砕)
	東伯町農業協同組合	畜 産	55.2.25	
	鳥取サンシャインセンター	クリーニング	50.4.11	
a	新興螺子㈱	機械部品製造	55.5.30	
	(有)岡崎種鶏場	畜 産	59.5.11	
	中原健治	"	63.12.21	
	梅窪広信	"	H元.11.14	
	白山環境開発㈱	最終処分場	元.11.24	知事立会
	鳥取県環境保全事業協同組合	"	5 2.8	
	大栄町農業協同組合	ライスセンター	S 52.11.11	町立会
住民	扶桑木材(株)	建材	47.1.20	"
"	大栄町農業協同組合堆肥センター	肥料	56.10.3	″
"	" "	"	57.12.13	"
"	" "	"	58.7.27	"
"	新木木工㈱	木 材 木 製 品	H 3 . 8 .26	"
<i>"</i>	小椋スレート工場	窯 業 ・ 土 石	3.12.5	"
赤 碕 町	富士西産業㈱	食料品製造	S 48.10.28	県立会
	赤碕町農業協同組合	農産物加工	51.12.15	"
	赤碕町生コン㈱	生コンプラント	49.12.27	住民立会
	上野水産㈱	水産食料品	49.1.22	İ
	赤碕町農業協同組合	ライスセンター	53.12.7	
L	鳥取県農業協同組合連合会	家 畜 市 場	H 4 .11.25	住民立会

糸	第 結 当 事 者	JIK 155	<b>姓伏尔</b> 日日	/#+ + <b>/</b>
市町村等	締結企業(工場)等	業  種	締結年月日	備考
東伯町	東伯町農業協同組合	畜 産	S 53. 8.21	
	下伊勢畜産団地組合	"	53.2.20	住民立会
	川本正一郎	"	61.10.3	
	東伯町農業協同組合	"	61.12.5	
	"	"	"	覚 書
	"	"	62.7.27	同意書
	"	"	63.5.26	
	近藤弘	牛 舎	63.5.26	
	小 前 孝 夫	// **	"	
	三島英幸	"	"	
	池 山 敏 明	"	"	
	西 本 和 昭	"	"	
	東伯町農業協同組合	畜 産	58.6.15	住民立会
	"	"	58.12.7	"
	"	"	58.12.16	"
	"	"	60 3 6	"
	"	<i>"</i> "	H 2 5.14	"
	"	"	4 5 11	確約書
	生田孝信	"	4 9 30	"
	東伯町農業協同組合	"	5.12.2	"
	"	"	5.12.27	住民立会
	<i>"</i>	"	6.9.5	確約書
住民	"	"	S 52.12.28	町立会
"	"	"	53.8.10	}
"	"	"	55.3.25	覚 書
"	"	"	60.3.6	"
"	(有)東和資料	廃品 処理業	58 2 23	町立会
"	東伯町農業協同組合	畜 産	58.12.15	覚 書
"	"	"	58.12.16	"
"	<i>"</i>	"	58.12.25	"
"	"	"	60.1 8	"
"	<i>"</i>	"	60.1.9	"
"	<i>"</i>	"	60.1.14	"
"	"	"	60.1.25	"
"	<i>"</i>	"	60.2.12	"
"	<i>"</i>	"	60.3.1	"
"	"	"	60.3 3	"

<b>新</b>	 帝 結 当 事 者	W CF	<b>姓</b> 休年日日	/ <del>//</del> /: - <del>/</del> /
市町村等	締結企業(工場)等	<b>業</b> 種	締結年月日	備考
東伯町	東伯町農業協同組合	畜 産	S 60.3 4	覚 書
住民	<i>"</i>	"	60.3.5	"
"	川本有希子	"	60.9.30	
"	東伯町農業協同組合	"	63.12.20	
"	三浦幹雄	"	H元 8.31	
"	東伯町農業協同組合	"	4 4 10	覚 書
"	<i>"</i>	"	5 11.23	"
"	"	"	5 11.27	"
"	"	"	5 .11.28	"
"	"	"	5.12.27	"
"	"	   産業廃棄物処理業	6.11.8	"
名和町	山陰畜産㈱	畜 産	S 48.12.14	
	山陰畜産㈱	"	58.3 15	
	㈱鳥取県食肉センター	畜 産 加 工	57.7.30	
	"	"	59.9.25	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	畜 産	58.10.17	
	"	"	H 4 7.28	
	㈱中部芝	ゴルフ練習場	3 4.5	住民立会
	ファミリー(株)	健康器具製造	4 9.25	住 民
	日本海開発(有)	産業廃棄物処理業	4 10.12	
	<i>"</i>	"	6.11.21	米子保健所長
	山陰食鶏農業協同組合	畜 産	6 .11.29	住民立会
住民	枝谷純拓	"	S 50.10.11	
"	名和食鶏(有)	"	54.10.24	町立会
"	キマチ医院	医療	58.5.19	"
"	(有)山水園	畜 産	51.5 10	"
"	山陰畜産㈱	農業資材	49.6.10	
"	レッキス工業(株)	機械製造業	H8.5.16	
中山町	㈱中部芝	農業資材	H 3 . 4 . 5	
大山町	㈱近畿北コン	生コンプラント	S 48. 1.31	
	(㈱片木アルミニューム製作所	非鉄金属製品	60.10.17	住民立会
	山陰養殖漁業組合	養殖	62.4.21	
	山陽㈱	金 属 製 品	H 3 . 4 .29	住民立会
西伯町	江崎グリコ(株)	食料品製造	S 49.11.20	
	嶋田プレシジョン㈱	プフスティック加工	59.12.22	覚書
	エヌオウケイメグラスティック㈱	自動車部品製造業	H元.7.28	覚書(県立会)
	エレテック鳥取㈱	電子部品製造業	2 6 1	

締 結 当 事 者。		44.	<b>姓</b> 华仁 日 -	/4L 3v
市町村等	締結企業(工場)等	業  種	│締結年月日 │	備考
西伯町	(株)タナカ	土 砂 採 取 業	H 8 . 3 .25	
淀瓜町	朝日住建	ゴルフ場	S 63. 8 26	
	大勇自動車	車 輛 整 備	50.5.15	
	山根 巖	病院	53.12.25	
	山本金属工業㈱	電気製品製造	48.12.28	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	食 料 品 製 造	53.8.17	
	㈱ツカサ製作所	電気製品製造	50.12.28	
	鳥取ダイハツ販売㈱	自 動 車 販 売	H元 10 3	町立会
	環境プラント工業㈱	最終 処 分 場	4 5.21	"
	社会福祉法人養寿会	食 品 製 造	8 4 30	
住民	環境プラント工業㈱	最終 処 分 場	S 63. 9.26	町立会
"	米子精工(株)	機 械 加 工	51 2 13	"
"	山陰食鶏農業協同組合	畜 産	50 2 13	"
"	<i>"</i>	"	59.8.17	"
"	協大協組	土 石	49.10.21	"
"	ニューキング	パチンコ店	58.6.23	"
会見町	栗村製作所	機械器具製造	S 49. 5.15	
	西部製砂協同組合	土 石	56.6.29	県立会
	㈱三徳開発	最終 処分場	H 2 6 4	住民立会
	丸福石油(株)	"	4 4 21	"
	アルバトロス株式会社	産廃最終処分場	5 11 15	地元区長立会
岸本町	丸福石油(株)	最終 処分場	H 3.10.31	住民(小野区)
	大山グリーン開発㈱	ゴルフ場	4 4 17	
	グリーンパーク大山(株)	"	4 .10. 1	住民(小野区)
	アルバトロス(株)	最終 処 分 場	5.11.17	"
	"	"	6.6.7	"
	鳥取県西部広域行政管理組合	不燃物処理•再生•再利用	7.1.9	
日吉津村	王子製紙㈱	パルプ・紙製品	H 6.1.24	
日野町	矢崎部品(株)	電 気 製 品	S 51.6 1	
	慶南産業(株)	砕 石 採 取		住民立会
	落合建材	真 砂 土 採 取	+	
日南町	セントラル日清ファーム㈱	畜 産	S 49.10.2	住民立会
1	大阪YMCA	キャンプ場	1	覚書
	日南砕石(有)	土 石	58.12.1	
	生山礦業㈱	"	57.2.2	
	生山礦業㈱	"	60.3.5	
L	山陰食鶏農協 三吉食鶏組合	養鶏	60.7 1	覚書(含む住民)

新	帝 結 当 事 者		業	<del></del>		締結年月日	備 考
市町村等	締結企業(工場)等		未	1里		机构并为日	УH3 ^¬¬
日南町	(株)日南フーズ	製	造	į	業	H元.6.28	
	生山礦業㈱	Ш	林	開	発	元.10.20	住民立会
住民	山陰食鶏農協	養			鶏	S 63.11.9	覚書(町立会)
"	"		"			H元.10.26	"
"	日 南 町	Ť	ミ焼却タ	処理が	<b>包</b>	元.3.29	覚書
溝口町	(株)大協組	真	砂土	: 採	取	S 56.3 4	
"	大橋産業侑)		"			58.7 5	住民立会
"	美保土建㈱		"			63.7.19	
"	丸福石油(株)		"			63.9.27	住民立会
"	(株)大山アークカントリークラブ	ゴ	ル	フ	場	H元.3.22	"
"	大山グリーン開発(株)		"			3.12.3	"
(組合)	創価学会	研	修	ş	所	6.7.28	"
	愛知三菱自動車販売㈱	乗	場	施	設	4 2.27	"